

神戸情報大学院大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 神戸情報大学院大学（以下「本大学院」という。）は、人間力を有する高度ICT人材の育成を目的とする。

(自己評価)

第2条 本大学院は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の組織及び方法は、これを別に定める。

(課 程)

第3条 本大学院に設置する課程は、専門職学位課程とする。

第2章 研究科、修業年限及び収容定員

(研究科)

第4条 本大学院に、情報技術研究科を置く。

(課程・専攻)

第5条 本大学院に、次の課程、専攻を置く。

情報技術研究科

専門職学位課程 情報システム専攻

(修業年限及び在学年限)

第6条 本大学院の修業年限は、2年を標準とする。

但し、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合あるいは教育上の必要があると認められる場合、かつ教育上支障を生じないと認められる場合において、教授会での審議を経て、学長の承認のもとに一年以上二年未満の期間を修業年限とすることができる。

2 本大学院の在学期間は、4年間を限度とする。

(収容定員)

第7条 本大学院の収容定員は、次の通りとする。

情報技術研究科

情報システム専攻

入学定員 55名 収容定員 110名

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第8条 本大学院の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の6期に分ける。

春1期 4月1日から5月31日まで

春2期 6月1日から7月31日まで

春3期 8月1日から9月30日まで

秋1期 10月1日から11月30日まで

秋2期 12月1日から1月31日まで

秋3期 2月1日から3月31日まで

但し、年度により各期の開始又は終了を前後に移動することがある。

(休業日)

第9条 休業日（授業を行わない日）は、次の通りとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 創立記念日（6月1日）
 - (4) 春季休業日
 - (5) 夏季休業日
 - (6) 冬季休業日
- 2 前項に掲げる春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間は、学長が別に定めるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 授業科目及び履修方法

（授業科目及び単位数）

第10条 本大学院における授業科目及び単位数は、神戸情報大学院大学履修規程の定める通りとする。

（単位計算方法）

第11条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義、演習については、教室内における1時間の講義、演習に対して教室外における2時間の準備のための学習を必要とするものとし、1時間15回の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習については、教室内における2時間の実験、実習に対して教室外における1時間の準備のための学習を必要とするものとし、2時間15回の実験、実習をもって1単位とする。

（授業の方法）

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（教育方法の特例）

第12条の2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（履修方法）

第13条 履修方法は、これを別に定める。

（成績の評価及び単位の認定）

第14条 履修科目については、試験その他の方法により成績を評価する。

- 2 学業成績は、S、A、B、C及びDの評価基準をもって示し、S、A、B及びCを合格とし、これに対して所定の単位を与える。
- 3 前項の基準は、次の通りとする。

S	100点～90点
A	89点～80点
B	79点～70点
C	69点～60点
D	59点以下
- 4 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。

第5章 課程修了の認定等

(課程修了の認定等)

第15条 課程修了の認定は、第6条に定める期間在学し、授業科目について40単位以上を修得した者に行う。

但し、別途定める履修規程に従い、必要な科目領域からそれぞれ定められた単位数を修得することとする。

第6章 学位の授与

(学位の授与)

第16条 本大学院において、課程修了の認定を得た者には、神戸情報大学院大学学位規程の定めるところにより学位を授与する。

2 この学則に定めるもののほか、学位について必要な事項は、神戸情報大学院大学学位規程の定めるところによる。

第7章 入学、休学、退学、賞罰及び除籍

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、必要があるときは学期の始めにも入学させることができる。

(入学資格)

第18条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者であつて、かつ所定の選考に合格した者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) その他、大学を卒業したと同等以上の学力があると本大学院において認められた者

(入学出願の手続き)

第19条 本大学院に入学を希望する者は、別に定める入学検定料を添えて、指定の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(入学の選考)

第20条 入学志願者に対する選考は、別に定めるところにより、入試委員会の議を経て、学長がこれを行う。

(入学の手続き)

第21条 入学を許可された者は、別に定める入学金及び授業料を添えて、本大学院所定の用紙による誓約書、保証人の誓約書を、指定された期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第22条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

2 入学を許可された学生には学生証を交付する。

3 前項の学生証は常時携帯し、本大学院が求めたときは、直ちに提示しなければならない。

(休学)

第23条 病気その他の理由で、引き続き2ヶ月以上出席することが出来ない者は、その理由を付し、保証人連署で願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 休学は1年を越えてはならない。但し、特別の理由がある場合には、1年を越える休学を許可することがある。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、その理由を付して、保証人連署で願い出なければならない。

(再入学)

第25条 正当な理由で退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。

(転入学)

第26条 他の大学院に在学する者が、課程の途中において、本大学院に転入学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。

2 前項の転入学に関する規程は別に定める。

(賞罰)

第27条 人物及び学業成績が優秀な者は、これを表彰することができる。

第28条 本大学院の学生にして、規則、命令にそむき、又は学生の本分に反する行為があった時には懲戒する。

2 懲戒は、謹慎、停学及び退学とする。

第29条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 第6条第2項に定める在学年限を越えた者

(2) 第23条第3項に定める休学の期間を越えてなお復学できない者

(3) 授業料及びその他の所定の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたって行方不明の者

(5) 在学中に死亡した者

第8章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第30条 入学検定料、入学金及び授業料等は、別表1の通りとする。

2 入学検定料、入学金及び授業料等の免除あるいは減免、及び特段の理由のある者への奨学の方法については別途定めることができる。

第31条 既に納めた前条の学納金は、事情の如何に拘らず、これを返還しない。但し、別途指定の期日までに入学辞退の意思表示をした者(推薦入学試験(これに類する入学試験を含む。)に合格して本大学院と在学契約を締結した者を除く。)については、原則として、既に納めた入学金以外の学納金の返還に応じる。

第32条 休学期間中は、在籍料を納付しなければならない。

2 在籍料は、別表2の通りとする。

第9章 科目等履修生、研究生

(科目等履修生)

第33条 本大学院において特定の授業のうち1科目又はそれ以上の科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 授業科目を履修し、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

3 科目等履修生の授業料等は、別表3の通りとする。

4 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第34条 本大学院において特定事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生とすることができる。

- 2 研究生は、定員外とする。
- 3 研究生の選考料、研究指導料は、別表4の通りとする。

第10章 図書室

(図書)

第35条 本大学院生は、研究のため、本大学院が設置している図書室を利用することができる。

第11章 厚生及び保健施設

(厚生施設等)

第36条 本大学院生は、本法人が設置している保健衛生の施設、その他の厚生施設等を利用することができる。

第12章 職員

(職員)

第37条 本大学院に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員を置く。また、必要に応じて、その他の職員を置くことができる。

(客員教員及び客員研究員)

第38条 本大学院に、必要に応じて客員教授、客員准教授、客員研究員を置くことができる。

- 2 客員教授、客員准教授、客員研究員の受け入れの可否、並びに付与すべき名称は、教授会で審議のうえ学長がこれを決定し、理事長に建議する。
- 3 客員教授、客員准教授、客員研究員の在籍期間は1年以内とする。但し、特別の事情がある場合は、教授会の審議を経て、学長が延長を認めることがある。

第13章 教授会

(教授会)

第39条 本大学院に、本大学院の重要事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会に関する規程は別に定める。

第14章 事務局

(事務局)

第40条 本大学院に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 第7条の規程に拘らず、平成20年度の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

平成20年度	
入学定員	収容定員
30名	75名

- 5 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この学則は、平成23年12月1日から施行する。
- 7 この学則は、平成24年7月1日から施行する。
- 8 この学則は、平成25年10月1日から施行する。
- 9 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 10 第7条の規定は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

平成28年度	
入学定員	収容定員
55名	85名

- 11 この学則は、令和2年6月1日から施行する。ただし別表1の授業料の適用は令和3年度新入学生以後の者を対象とする。
- 12 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 入学金、授業料、入学検定料、その他の費用

区 分	金 額
入学金	200,000円
授業料（1年当たり）	1,400,000円
施設・設備費（1年当たり）	200,000円
入学検定料	30,000円

別表2 在籍料

区 分	金 額
在籍料（1期当たり）	20,000円

別表3 科目等履修生の授業料、その他の費用

区 分	金 額
登録料	10,000円
授業料（1単位当たり）	40,000円
実験科目加算額（1単位当たり）	40,000円

別表4 研究生の研究指導料、選考料

区 分	金 額
研究指導料（1期当たり）	80,000円

選考料	20,000円
-----	---------

※ 但し、研究指導の内容に応じて、研究指導料を減額する場合があります。